2020.8.24 移動等円滑化評価会議近畿分科会:新田

国土交通省の移動等円滑化関連会議に関する報告

■第3回移動等円滑化評価会議(2020年3月17日、書面会議) 【議事】

1. 移動等円滑化の進展状況について

[資料2:基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況(2018年度末)]

- ・近畿ブロックが全国平均より上は:「旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客 ターミナル)、車両(ノンステップバス、リフト付きバス等)、都市公園、路外駐車場、 信号機等」
- ・全国平均より下は:「車両(鉄軌道(61.3%、全国平均73.2%))、旅客船、<u>道路(84.1%、</u> 全国平均89%)」

[資料3:基本構想の作成状況(2018年度末)]

作成数(作成率):全国(303/1741 市区町、17.4%)、<u>近畿(78/198、39.4%)</u>でトップ。続いて、関東、中部、中国)。市区では、全国 34.4%、<u>近畿 62.2%</u>、関東 41.2%、北海道 40%、中部 37.1%)

[質問・意見]

イ. マスタープランの策定状況

- ・2020年4月までに、6自治体が策定予定、その他10市町村が作成中、約40市町村が 作成意向
- ロ. ホームドアの整備促進
 - ・10万人以上駅の整備率は44%。引き続き整備促進のための支援を行う。

2. その他

- ①バリアフリー法の改正について
- ②移動等円滑化の促進に関する基本方針(次期目標)について(報告)

[質問·意見]

- イ. 新たな基本方針について
 - ・鉄軌道駅及びバスターミナルについて、基本構想等の生活関連施設に位置づけられていなくても、平均1日利用者数2000人以上の駅を対象に
 - ・公立小中学校のバリアフリー整備も基本方針の整備目標に盛り込むべき
 - ・公共交通のドライバー研修の定期的実施と修了者数の定期報告を事業者に課すべき
 - ・ホテルのバリアフリールーム (1%義務化)の整備状況の毎年報告を

- ・聴覚障害に関わるバリアフリー化の目標設定
 - *聴覚・視覚・知覚・発達障害などへの情報アクセスおよび利用のしやすさ、また 音声以外の言語の利用の整備状況の進捗がわかるような法整備を
 - *音情報の手話言語・日本語の文字による {見える化} が必須

「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」にて検討へ 詳しくは、国交省ホームページに記載されている議事録を参照のこと

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001341211.pdf

■第 10 回バリアフリー法及び関連施策のあり方検討会(2020 年 6 月 17 日、オンライン会議)

【議事】

- 1. 基本方針におけるバリアフリー整備目標の見直しについて
 - ・中間とりまとめ(案) \rightarrow <u>「バリアフリー法の基づく基本方針における次期目標について</u> (中間とりまとめ)、2020 年 7 月」

[ポイント] ハード・ソフト両面でのバリアフリー化の一層の推進の観点から

- ・各施設等について<u>地方部を含めたバリアフリー化</u>の一層の推進 (平均利用者数が 2000 人以上 3000 人未満/日であって基本構想に位置づけられ た施設等に関する目標を追加)
- ・<u>聴覚障がい者及び知的・精神・発達障がいに係るバリアフリー</u>の進捗状況の見える化
- ・マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層 の推進
- ・移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる<u>「心のバリアフリー」の推進</u> [目標期間]

2021 年度よりおおむね 5 年間

- 2. 改正バリアフリー法について(報告)
 - ・ 法改正の概要
 - ・基本方針の改正 (6月施行分)
 - ・移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(追補版)
- 3. 改正バリアフリー法の施行に向けて
 - ・観光施設の認定・情報提供について
 - ・公立小中学校のバリアフリー基準適合義務化について
 - ・高齢者障害者等用施設の適正利用の推進について
- 4. その他

[質問·意見]

「基本方針におけるバリアフリー整備目標の見直し」「改正バリアフリー法の施行」に 関して、多数の意見が寄せられている。主な意見は次の通り。詳しくは、下記の議事 概要を参照していただきたい。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001351773.pdf

□基本方針におけるバリアフリー整備目標の見直しについて

- ・鉄軌道駅におけるプラットホームと乗降口の段差解消についての整備目標の数値化を
- ・地方部でのユニバーサルデザインタクシの普及のための目標設定を
- ・公立小中学校の目標設定と毎年の達成状況の公表を
- ・心のバリアフリーの数値目標について、用語の認知度だけではなく、バリアフリー研修 の事業者数等の数値を目標にできないか
- ・心のバリアフリーについて、障がい者の特性の理解も深めてほしい
- ・基本構想とマスタープランの作成に関する目標値の設定について、現状では進捗が大幅 に遅れているので、達成可能な面と加速度的に増加させるという面の両面から検討し てほしい。
- ・基本構想とマスタープランの作成数を増加させるためには自治体のやる気を醸成すること、加えて人材育成が重要である。
- ・聴覚障がい、知的・精神・発達障がいのように表面的にはわかりづらい障がいへの対応 について検討すべき

□改正バリアフリー法の施行に向けて

- ・道の駅やサービスエリアの多機能トイレの利用について、視覚障がい者からバリアフリ ーが不十分という意見があるので、バリアフリー化が進むよう検討を
- ・飲食店やホテル等の情報提供のウエブサイトにバリアフリーの情報を載せるように
- ・車椅子使用者用駐車施設の適正利用については、推進という時期ではないので、制度化 を検討していただきたい
- ・心のバリアフリーについて、知的・発達障がいの方は、置かれる環境によって、能力を 発揮する場合と障がいになる場合があるため、わかりやすく伝えていくというコミュ ニケーションの領域の問題も取り上げていただきたい
- ・建築物のバリアフリーについて、自治体頼みになっているが、近年、条例化はあまり進んでいないので、全国で統一された 2000m²という基準を見直すべきではないか
- ・教育啓発特定事業に専門学校や高等教育機関も対象にしていただきたい
- ・マスタープランや基本構想の作成促進のために、今般創設した助言指導規定を活用し、 積極的に行動していただきたい

(参考)「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正」(2020 年 6 月 19 日施行分)

 移動等円滑化の意義及び目標 (新規)「高齢者、障害者等」に、<u>妊産婦</u>が含まれることを明確化。

- 2. 施設設置管理者が講ずべき措置
- 3. 移動等円滑化促進方針の指針 (新規)
 - ○移動等の円滑化の促進の意義
 - ・住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載
 - ・施設に加え、<u>経路情報も盛り込む</u>べきこと及び<u>一元的な情報提供</u>が重要である旨を 記載
 - ○移動等円滑化に関する住民等の理解の増進及び協力の確保
 - 移動円滑化促進地区の移動円滑化に関する取組みであれば、移動円滑化促進地区外で行うものや、移動円滑化促進地区の住民以外の者を対象とすることが可能
- 4. 基本構想の指針
 - ○重点整備地区における移動等円滑化の意義
 - ・住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載
 - ・施設に加え、<u>経路情報も盛り込む</u>べきこと及び<u>一元的な情報提供</u>が重要である旨を 記載
 - ○教育啓発特定事業
 - •重点整備地区の移動円滑化に関する取組みであれば、重点整備地区外で行うものや、 重点整備地区の住民以外の者を対象とすることが可能
 - ・障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業(理解促進研修・啓発事業)と連携して行うことが可能
 - ・学校と連携して行う教育啓発特定事業については、基本構想作成時に学校と事前に 協議するとともに、特定事業計画作成時に学校の意見を十分に聞くことが重要である旨を記載
- 5. 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保
 - 〇心のバリアフリーの定義及び取り組みに当たっての留意事項
 - ① 障害の社会モデル ②不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止
 - ③多様な他者とのコミュニケーションカ、困難や痛みを想像・共感する力の養成・醸成
- 6. 移動等円滑化に関する情報提供
 - ・ 災害時における安全確保の点からも情報提供に関する環境整備が必要
 - 観光関連施設におけるバリアフリー化整備の認定の仕組みづくり、バリアフリー情報のわかりやすい提供
- 7. 移動等円滑化促進施策に関する基本的事項
 - 〇国の責務及び講ずべき措置
 - 移動等円滑化促進方針や基本構想の作成手法や、地方公共団体が国に準じて移動等円 滑化を促進するために必要な措置を講ずるためのノウハウ等について、地方公共団体 に対し、助言、指導その他必要な援助を実施